

平成26年12月19日

平成27年度 介護報酬改定に関する意見

公益社団法人 日本医師会

平成27年度介護報酬改定を実施するにあたり、以下のとおり意見する。

- 消費税増収分の財源を社会保障財源に充てることは、平成24年6月の「三党合意」での国民との約束であるが、本年7～9月期の国内総生産が2四半期連続の実質マイナス成長であったことから、消費税率の引き上げを平成29年4月まで1年半延期せざるを得なくなった。しかしながら、その間であっても、国民が住み慣れた地域で質の高い医療・介護サービスを受けることのできるよう、必要な財源を確保した上で社会保障の充実を図っていくとともに、万一にも短期間に激変が起き、地域医療・介護現場が混乱することによって、国民が不利益を被ることのないよう、今後の施策に対する十分な配慮が必要である。

- 介護保険サービスは、要介護・要支援状態の方をはじめとする介護等が必要な人々の尊厳を保持し、自立した日常生活を営むことができるよう支援するものである。同時に、我が国の超高齢化に伴う介護需要の高まりにより、介護サービス事業は、社会福祉法人以外の多様な主体によっても運営されていること、地域の雇用・就業機会を創出するものであること、医療・福祉業に従事する者の占める割合が高い都道府県は出生率も高いとするデータが報告されていることなどから、今や地方の人口減少対策や地域活性化対策にも繋がる重要な産業と捉えることができる。我が国の経済成長を下支えし、地方創生に貢献する観点から、介護サービス施設・事業所の経営安定化が図られ、介護従事者も安心して地域に定着することのできるよう、介護分野の安定した経営基盤の確保が必要である。

以上